マルヨシセンター水田店

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年4月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及		株式会社マルヨシセンター
び住所		高松市南新町4番地6
大規模小売店舗の名称及		マルヨシセンター水田店
び所在地		高松市東山崎町411ほか
大規模小売店	廃止前	1, 816 m²
舗内の面積の	70-11-11-1	1, 010 m
合計	廃止後	0 m²
大規模小売店舗内の店舗		
面積の合計が1,000㎡以下		平成21年3月8日
となる日		

2 届出年月日 平成21年4月13日